

岡山市保育所等における事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 物価の高騰により運営に大きな影響を受けた市内の私立保育所等に対し、予算の範囲内において事業継続支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、栄養バランスや量を保った給食の質の維持や保育施設の継続的な運営に資することを目的とする。交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び規則で使用する用語の例による。

(対象事業)

第3条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援経費」という。）は、園児の給食に供するための給食食材料費とする。

(支援金対象事業者)

第4条 支援金対象事業者は、令和7年4月1日以前に運営を開始し、令和7年度中も市内で事業を継続する意思がある本市に所在する次のいずれかに該当する施設を設置する法人又は個人（岡山市が設置するものを除く。）とする。

- (1) 保育所 法第35条第4項の規定により認可を受けた、法第39条第1項に規定する施設
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する施設
- (3) 地域型保育事業所 法第34条の15第2項の規定により認可を受けた、支援法第7条第5項に規定する事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業（以下「居宅訪問型保育事業」という。）を除く。）を行う事業所
- (4) 認可外保育施設 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務（ただし、

第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。)又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない施設のうち、本市に法第59条の2第1項の規定に基づく届出を行っており、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁育成局長通知)に基づき、市長から指導監督基準を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付を令和7年7月1日までに受けた施設

- (5) 私立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条により設置認可された幼稚園であって、同法に定める私立学校のうち、支援法第27条第1項の確認を受けている幼稚園

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は支援金対象事業者としない。

- (1) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者
- (2) 公序良俗に反する等、支援金を交付することが適当でないと岡山市長(以下「市長」という。)が認める者

(支援金の交付の制限)

第5条 支援金の交付は、同一施設において1回に限り受けることができる。

(基準額)

第6条 支援金の実施主体及び基準額は、第4条第1項各号に定める施設ごとに、別表に定める額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には千円未満を切り捨てるものとする。

(支援の要件)

第7条 支援金の交付を受けようとする支援金対象事業者は、第3条各号に掲げる補助事業の区分に応じて、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 自園調理又は外部搬入等により、園児に給食を提供していること。
- (2) 給食の提供を月平均16日以上実施していること。

(交付の申請)

第8条 支援金対象事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意をした上で、岡山市保育所等における事業継続支援金交付申請書（様式第1号）を、市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 給食の提供が確認できる書類の写し

(2) 令和7年4月1日時点の在籍登録名簿（認可外保育施設を設置する者が申請する場合に限る。）

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までに規定する書類の添付は要しないものとする。

（決定通知）

第9条 市長は、支援金の交付を決定したときは、岡山市保育所等における事業継続支援金交付決定通知書（様式第2号）により、支援金申請者に通知するものとする。

（交付の方法）

第10条 前条の規定により決定を受けた支援金対象事業者は、決定された支援金の交付を受けようとするときは、岡山市保育所等における事業継続支援金請求書（様式第4号）を、市長が定める日までに提出しなければならない。

（状況報告、着手届、完了届及び実績報告の免除）

第11条 規則第13条に規定する状況報告、規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届及び規則第16条に規定する実績報告の提出は要しない。

（支援金の額の確定）

第12条 支援金の額の確定は、第9条に規定する支援金の決定通知をもってこれに代えるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年3月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年6月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

	実施主体	基準額
(1)園児の給食に供するための給食食材料費	保育所，認定こども園，地域型保育事業所，認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。），幼稚園	施設単位ごとに次の算式で算出された額の合計額 認定区分ごとの基準額(※1)×認定区分ごとの対象園児数(※2)×6月(※3) ※1 認定区分ごと基準額 (1)保育所，認定こども園，地域型保育事業所，幼稚園 ①1号認定子ども 園児1名あたり 月額 220円 ②2・3号認定子ども 園児1名あたり 月額 300円 (2)認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。） 園児1名あたり 月額 300円 ※2 対象園児数 令和7年4月1日時点の園児数とする。 ※3 対象月数 令和7年4月2日から令和7年7月1日までに証明書の交付を受けた場合は，交付日の属する月から令和7年9月までの月数とする。

様式第 1 号（第 8 条関係）

岡山市保育所等における事業継続支援金交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者
住所
氏名又は団体名
代表者氏名

岡山市保育所等における事業継続支援金の交付を受けたいので、岡山市保育所等における事業継続支援金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請します。

1 支援金申請額 _____ 円

2 申請額算出内訳書

支援金の区分	区分	園児数 ①	単価 (月額) ②	月数 ③	申請額 ①×②×③
給食食材料費	1 号		220円		円
	2.3号		300円		円
申請額合計（千円未満切り捨て）					

3 添付書類

- ①給食の提供が確認できる書類の写し
- ②令和 7 年 4 月 1 日時点の在籍登録名簿
(認可外施設を運営する者が申請する場合に限る。)

様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

岡山市保育所等における事業継続支援金交付決定通知書

住所
氏名又は団体名
代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあつた支援金の交付については、次のとおり決定したので岡山市保育所等における事業継続支援金交付要綱第 9 条の規定により通知する。

年 月 日

岡山市長

1. 支援金名

岡山市保育所等における事業継続支援金

2. 交付額

円

様式第 3 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

岡山市保育所等における事業継続支援金不交付決定通知書

住所
氏名又は団体名
代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあつた支援金の交付については，次のとおり不交付決定したので岡山市保育所等における事業継続支援金交付要綱第 9 条の規定により通知する。

年 月 日

岡山市長

1. 支援金名

岡山市保育所等における事業継続支援金

2. 不交付決定理由

様式第4号（第10条関係）

岡山市保育所等における事業継続支援金請求書

年 月 日

岡山市長 様

申請者
住所
氏名又は団体名
代表者氏名

岡山市保育所等における事業継続支援金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1. 交付決定年月日 年 月 日

2. 指令番号 第 号

3. 支援年度 年度

4. 交付決定額 円

5. 交付請求額 円

6. 添付書類 岡山市保育所等における事業継続支援金交付決定通知書の写し